

宮城県地域リハビリテーション推進強化事業 リハビリテーション相談支援事業等実施要領

1 目的

この要領は、宮城県地域リハビリテーション推進強化事業実施要綱（令和3年7月1日施行）に基づき、管内市町村（管内市町村から事業の委託を受けた団体を含む。）及び管内施設・事業所（以下「支援対象機関」という。）が実施する個別相談や保健福祉事業に対して、保健福祉事務所及び地域事務所のリハビリテーション専門職（以下「リハ職」という。）等が専門的な対応を行い、課題解決を支援するとともに、市町村の保健福祉事業の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業実施主体

宮城県北部保健福祉事務所

3 支援対象機関

- (1) 市町村
- (2) 障害者総合支援法に基づく事業所
- (3) 児童福祉法に基づく事業所
- (4) 介護保険法に基づく事業所
- (5) その他の機関・団体等で保健福祉事務所長及び地域事務所長（以下「保健福祉事務所長」という。）が認めたもの

4 事業内容

- (1) リハビリテーション相談支援事業（障害児者等相談支援）

支援対象機関からの個別支援に関する相談の依頼に対し、課題の解決を支援するために、リハ職等が生活機能全体の向上に向けた専門的な対応を行う。

- (2) 障害児者支援機能強化事業

支援対象機関が実施する保健福祉に関する事業やサービスに対して、依頼に基づき、リハ職等や専門機関の職員を派遣し、質の向上を図るために課題解決に向けた取組を行う。

5 実施手順

- (1) リハビリテーション相談支援事業（障害児者等相談支援）

イ 3 (2) から (5) に該当する機関は、当該相談支援利用の目的、日程等について、相談者の住所地の市町村に連絡する。

ロ 市町村は、事前に保健福祉事務所及び地域事務所（以下「当所」という。）に連絡の上、所定様式により保健福祉事務所長宛て依頼する。

ハ 保健福祉事務所長は、市町村からの依頼に基づき、リハ職等を派遣し支援を行う。また、必要に応じて、依頼元の市町村に対し別途資料提出を求めることがある。

ニ 保健福祉事務所長は、相談支援の結果について、所定様式により市町村に対し結果の報告を行うものとする。

- (2) 障害児者支援機能強化事業

イ 支援対象機関は、事前に当所に連絡の上、所定様式により保健福祉事務所長宛て依頼する。

ロ 保健福祉事務所長は、支援対象機関からの依頼に基づき、リハ職等を派遣し支援を行う。また、必要に応じて、依頼元の支援対象機関に対し別途資料提出を求めることがある。

6 留意事項

事業の実施に当たっては、支援対象機関と十分協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 地域リハビリテーション推進強化事業専門的・技術的支援事業実施要領（令和元年6月1日施行）は、廃止する。